

令和 8 年度川越市地域自立支援協議会

第 1 回まちづくり部会 会議資料

報告(1)

川越市地域自立支援協議会 専門部会別名簿

委員を依頼する期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

No.	専門部会	座長	幹事	氏名	選出団体名等	委託相談支援専門員	主任相談支援専門員 オブザーバー等 ※太字は新規
1	仕事・活動部会		○	原 恭 子	障害者就業・生活支援センターかわごえ	水沼相談員（きやろっと） 名取相談員（けやき）	【主任相談支援専門員】 ・水沼 友美（にじの会）*再掲 ・佐藤 美幸（さぶり） （市内就労移行支援事業所） ・ウェルビー株式会社 ウェルビー川越 ・INSPIRE株式会社 Be happiness とおり町 ・株式会社リンクス リンクス川越西口
2				小 林 幸 路	社会福祉法人 皆の郷		
3				原 田 健 汰	埼玉県立川越特別支援学校		
4				堀 口 剛	川越公共職業安定所		
5				八 木 大 介	川越市立特別支援学校		
1	まちづくり部会		○	金 本 徳 夫	社会福祉法人 親愛会	山田相談員（のびらか） 茂木相談員（しんあい） 虎谷相談員（ともいき）	【主任相談支援専門員】 ・阿部 浩一（にじの会）*再掲 ・山田 英紀（のびらか）*再掲 ・慈道 宏美（ともいき）
2				阿 部 浩 一	社会福祉法人 川越にじの会		
3				内 山 智 裕	社会福祉法人 けやきの郷		
4				佐 藤 遼 平	社会福祉法人 川越市社会福祉協議会		
5				種 子 幸 奈	弁護士法人 川越法律事務所		
1	こども部会		○	溝 井 啓 子	チューリップ親の会	新津相談員（しんあい） 島野相談員（ともいき）	【主任相談支援専門員】 ・新津 重隆（しんあい）*再掲 ・佐々木 志保（ぐりーん） ・和田 誠（けやき） 【医療的ケアコーディネーター】 ・島野 直哉（ともいき）*再掲 ・和田 誠（けやき）*再掲
2				木 村 智 美	川越手をつなぐ育成会		
3				佐 藤 八重子	川越市児童発達支援センター		
4				水 見 哲 也	社会福祉法人 ともいき会		
5				湯 宮 薫	社会福祉法人 ハッピーネット		
1	地域移行部会	○	○	高 橋 幸 裕	山梨県立大学	宮田相談員（のびらか） 高橋相談員（けやき）	【主任相談支援専門員】 ・宮田 一久（のびらか） ・山内 智史（ヨハク） 【オブザーバー】 ・戸田 竜也（ヨハク） ・山内 智史（ヨハク）*再掲 （市内精神科病院相談員） ・川越同仁会病院 ・山口病院 ・岸病院 ・西川病院
2				恩 田 尚 美	川越市保健所 保健予防課		
3				桧 村 千 寛	特定非営利活動法人 サポートあおい		
4				中 根 祐 紀	特定非営利活動法人 サポートあおい（ピアサポーター）		
5				野 沢 桂 子	川越市やまぶき会		

*敬称略・選出区分ごとに50音順

*事業所名は略称表示

相談支援連絡会について

1. 目 的

- (1) 市内の相談支援員の連携を強化するとともに相談支援に関する知識と質の向上を図ることにより、相談支援を必要とする方へ適切な相談支援の提供が可能となるよう、地域の相談支援体制の強化を図る。
- (2) 相談支援の実施に伴う地域課題について抽出及び集約を図り、地域自立支援協議会へ課題提供を行う。

2. 参加者

- (1) 市内の相談支援専門員又は市内において相談支援専門員として従事予定である者並びに地域生活支援拠点事業に従事している者
- (2) 市内の保健、医療、福祉等に関わる相談員として従事する者であって、当該連絡会に参加することにより地域の相談支援体制の強化に寄与することが見込まれる者

3. 開催日

原則、毎月第3火曜日若しくは水曜日 10時から12時

4. 内 容

1 部：事務連絡、事業所紹介、課題別研修
・制度の改変等に係る説明 ・各種周知、事業説明 ・課題別研修において、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害などの個別テーマや相談支援に関するスキルアップ研修等を開催する。 令和6年度実績：「地域移行支援について」「地域自立支援協議会について」「障害者虐待防止研修」等
2 部：グループ演習、地域課題の抽出及び集約
・6グループを編成し、各グループに委託相談員又は主任相談支援専門員をファシリテーターとして配置した上で、個別事例の検討並びに地域課題の抽出及び集約等を行う。 ・グループは半期ごとに再編成し、各半期の最終月には地域課題を集約した上で地域自立支援協議会へ課題提供を行う。

5. 運営等

- (1) 事務局：障害者総合相談支援センター基幹相談担当
- (2) 企画運営：委託相談員及び主任相談支援専門員並びに基幹相談担当
- (3) 運営会議：相談支援連絡会の企画・運営等に当たり、当該連絡会終了後に開催

■令和7年度開催実績

開催日	内 容	参加人数
4月16日（水）	1部：事務連絡ほか 研修「地域生活支援拠点事業について」 2部：グループ演習	39名
5月20日（火）	1部：事務連絡ほか 研修「障害者虐待防止研修」 2部：グループ演習	42名
6月17日（火）	1部：事務連絡ほか 研修「福祉総合相談窓口について」 2部：グループ演習	38名
7月22日（火）	1部：事務連絡ほか 研修「グループスーパービジョン」 2部：グループ演習	38名
8月19日（火）	1部：事務連絡ほか 研修「地域自立支援協議会について」 2部：グループ演習	33名
9月17日（水）	1部：事務連絡ほか 2部：グループ演習、地域課題の抽出・発表	39名
10月21日（火）	1部：事務連絡、地域課題の集約・発表 2部：グループ演習（後期グループに再編成）	43名
11月18日（火）	1部：事務連絡ほか 研修「地域包括支援センターについて」 2部：グループ演習	40名
12月16日（火）	1部：事務連絡ほか グループスーパービジョン 2部：グループ演習	50名
1月20日（火）	1部：事務連絡ほか 研修「児童発達支援センターについて」 2部：グループ演習	47名
2月17日（火）	1部：事務連絡ほか サービス等利用計画について ほか 2部：グループ演習	44名
3月11日（水）	1部：事務連絡ほか 2部：グループ演習、地域課題の抽出・発表 令和7年度の振り返り	44名

■令和8年度開催予定 ※各回の内容については変更する可能性があります。

開催日	内 容	参加人数
4月21日（火）	1部：事務連絡ほか 令和7年度下半期演習まとめほか 2部：グループ演習	54名
5月13日（水）	1部：事務連絡ほか 研修「障害者虐待防止研修」 2部：グループ演習	49名
6月16日（火）	1部：事務連絡ほか ■主任相談 研修「意思決定支援の実践を考える」 2部：グループ演習	48名
7月21日（火）	1部：事務連絡ほか 研修「サービス等利用計画の点検」 2部：グループ演習	名
8月18日（火）	1部：事務連絡ほか 研修「地域生活支援拠点について」 2部：グループ演習	名
9月15日（火）	1部：事務連絡ほか 2部：グループ演習、地域課題の抽出・まとめ	名
10月20日（火）	1部：事務連絡、地域課題の集約・発表 2部：グループ演習（後期グループに再編成）	名
11月17日（火）	1部：事務連絡ほか ■主任相談 研修枠 2部：グループ演習	名
12月15日（火）	1部：事務連絡ほか 研修「サービス等利用計画の点検」 2部：グループ演習	名
1月19日（火）	1部：事務連絡ほか 情報交換会（高齢・児童分野等） 2部：グループ演習	名
2月15日（月）	1部：事務連絡ほか 事業説明「自立支援協議会について」 2部：グループ演習	名
3月9日（火）	1部：事務連絡ほか 2部：グループ演習、地域課題の抽出・発表 令和8年度の振り返り	名

議題（１）障害者虐待について

■令和7年8月7日（木）

令和7年度川越市地域自立支援協議会第1回まちづくり部会

・障害者グループホーム職員向け研修について

全国的にグループホームの増加に伴い地域移行が推進され、グループホーム入居者が施設入所者を上回っている。その中で、障害者福祉施設従事者等による虐待件数についてグループホーム職員が最も多く、次いで入所施設職員となっている現状があり、資料等を基に国及び県並びに市における現状を共有したい。（事務局より参考資料1・2を説明）

グループホームが利用者の生活の場の選択肢となっている一方で、グループホーム職員等の知識不足・専門性不足が虐待を引き起こす要因となっていると考えられる。権利擁護の観点からもグループホームの世話人等の専門性の向上が求められる。

【部会として提案】

埼玉県及びさいたま市においては4～5年前より世話人研修を実施しているが、中核市は対象外となっているため、今後市として研修会開催等の検討をお願いしたい。
→事務局にて検討させていただく。

■令和7年11月6日（木）

令和7年度川越市地域自立支援協議会第2回まちづくり部会

・「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究」におけるモデル研修について

事務局より以下のとおり説明。

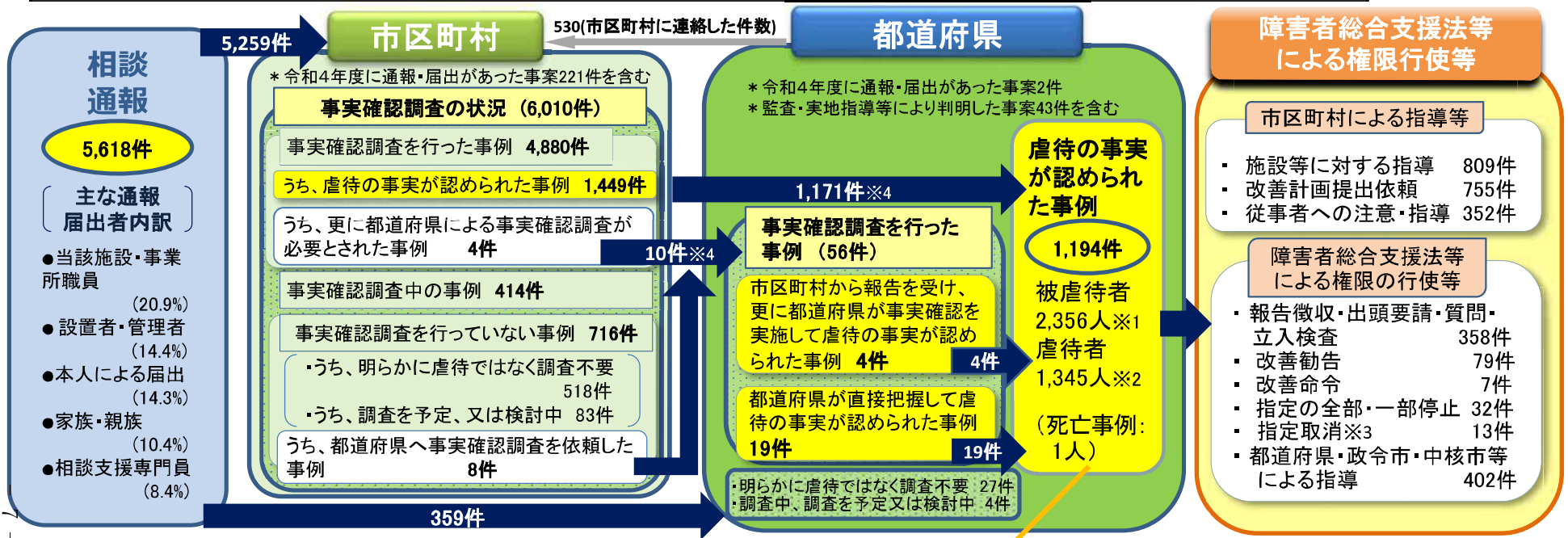
・事前連絡のとおり、令和7年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「共同生活援助事業における運営の適正化に向けた研修」におけるモデル事業に本市が採択され、令和7年11月25日（火）10時から17時まで、オンラインにより実施する。

・本研修を参考として、来年度以降の本市における研修の在り方について検討していきたい。

・埼玉県においても、令和7年度埼玉県障害者グループホーム職員研修が開催される予定であり、対象は県内の障害者グループホーム職員のため中核市である本市も対象ではあるが、県指定事業所が優先となっている。

令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

厚生労働省資料



虐待者 (1,345人) ※2

- 性別
男性 (68.3%)、女性 (31.7%)
- 年齢
60歳以上 (18.8%)、50～59歳 (17.4%)、
30～39歳 (16.1%)
- 職種
生活支援員 (41.8%)、管理者 (10.9%)、
★世話人 (10.1%)、
サービス管理責任者 (6.8%)、
その他従事者 (6.1%)

★市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行援護	2	0.2%
行動援護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
★共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被虐待者 (2,356人) ※1

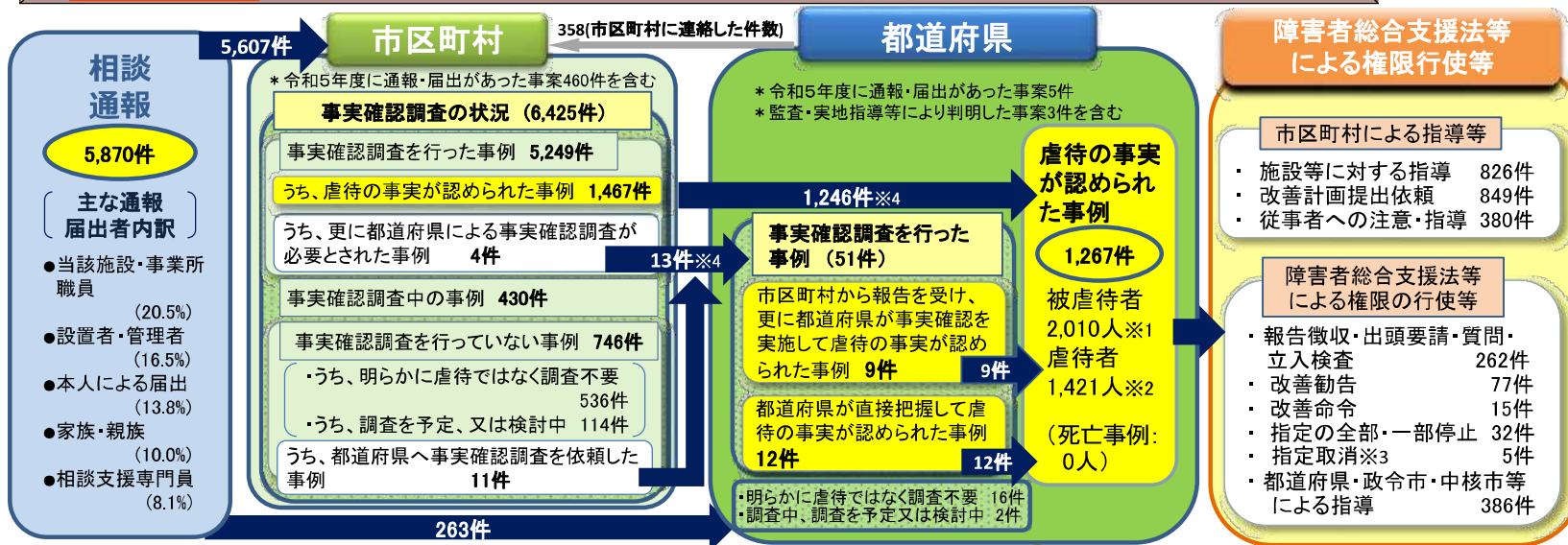
- 性別
男性 (66.6%)、女性 (33.4%)
- 年齢
20～29歳 (20.4%)、50～59歳 (17.9%)、
30～39歳 (16.8%)、40～49歳 (16.8%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

令和6年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者(1,421人) ※2

- 性別
男性(66.3%)、女性(33.7%)
- 年齢
60歳以上(21.5%)、50～59歳(16.8%)、40～49歳(14.9%)
- 職種
生活支援員(43.4%)、管理者(10.1%)、世話人(9.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.3%)

★ 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	58.7%
倫理観や理念の欠如	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29.8%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.6%	11.1%	47.3%	8.5%	7.2%

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
重度訪問介護	10	0.8%
行動支援	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
短期入所	33	2.6%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	8	0.6%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
★ 共同生活援助	401	31.6%
一般相談支援事業及び特定相談支援	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	8	0.6%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
放課後等デイサービス	157	12.4%
合計	1,267	100.0%

被虐待者(2,010人) ※1

- 性別
男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢
20～29歳(18.2%)、50～59歳(17.6%)、40～49歳(16.1%)、～19歳(15.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.3%	67.9%	17.2%	4.4%	1.6%

- 障害支援区分のある者 (73.7%)
- 行動障害がある者 (38.2%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の29件を除く1,238件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

令和 7 年度障害者虐待の未然防止のための 調査研究について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

令和 7 年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業（委託先：日本総合研究所）

1. 養護者虐待に関する重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査結果（概要）

● 調査の目的

- ・ 障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤事例の未然防止・再発防止に向けて、障害者虐待の防止に向けた対応や留意点等に関する示唆を得ることを目的とする。

● 調査の概要

- ・ 令和 6 年度に死亡事例や傷害事件が発生した自治体に事前に質問項目を送り、訪問によるヒアリングを実施（令和 7 年 12 月）。
※ 当調査では、施設従事者虐待における重篤事例を計上した自治体はなかった。

（1）養護者虐待の重篤事例「長期間にわたり高齢の親が熱心に介護を担っていた事例」

成人後も親と同居し、高齢の親が長期介護を担っていた。行政や関係機関は関与していたが虐待発生リスクの認識に温度差があり、家族全体を対象とした支援体制が不十分であったため、養護者の疲弊と孤立が長期化・深刻化し重大事案に至った事例。

【課題】

- ・ 高齢養護者の長期介護を虐待発生リスクとして位置づけ、家族全体を対象とした支援方針を共有する仕組みが不十分
- ・ 高齢養護者、長期介護、家庭内孤立といった複数のリスクを関係機関で共有する仕組みが構築できてない
- ・ 虐待が顕在化していない段階での家族支援、孤立防止としての介入が不十分 等

【対応のポイント、留意点】

- ・ 客観的指標に基づく支援対象世帯の特定と関係機関による把握の仕組み
- ・ 虐待の枠組みを超えた「支援が必要な家族」への早期関与と多機関連携の構築 等

（2）養護者虐待の重篤事例「転居により虐待リスクが引き継がれなかった事例」

過去に虐待と判断されたケースにおいて、虐待対応の終結の判断が曖昧なまま支援が継続され、虐待の発生要因やリスクの継続性に関する情報共有が不十分なまま転居先へ引き継がれた結果、重大事案に至った事例。

【課題】

- ・ アセスメントに基づく虐待発生要因の特定が不十分であり、モニタリング時に確認すべき内容や虐待対応の終結判断の基準が不明確
- ・ 移転時の引継ぎと情報共有ルールが未整備 等

【対応のポイント、留意点】

- ・ 組織的な「アセスメント」に基づく虐待発生要因の特定と、発生要因の除去に向けた養護者支援と虐待対応の終結判断の基準化
- ・ 転居時における虐待リスク等に関する情報の引継ぎ 等

令和7年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業（委託先：日本総合研究所）

2. 「グループホーム」「障害者支援施設」等における虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査結果（概要）

● 調査の目的・概要

- 施設従事者虐待のうち、特に夜間にケアを提供する「グループホーム」「障害者支援施設」については、他のサービス種別と比較して件数が増加していること等を踏まえ、令和6年度中に発生した虐待判断事例を対象とし、自治体への追加のアンケート調査を実施。
- 調査時期…令和8年1月6日～令和8年2月16日
- 回収状況…グループホーム：282/347件（回収率 81.3%）、障害者支援施設：168/225件（回収率 69.1%）

● 調査結果の概要

【グループホーム】

- 虐待が発生したグループホームの運営法人は、「営利法人」が56%、「社会福祉法人」が27%、「NPO法人」が10%であった。
- 日中サービス支援型グループホームは、全グループホーム事業所種別では9%であるが、虐待が発生したグループホーム事業所種別でみると32%であった。
- 虐待者の職種（「管理者」及び「サービス管理責任者」）をみると「社福」では15%である一方、「営利」や「その他」ではそれぞれ27%、39%であった。
- 「虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること」について、「営利」をみると、「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」が28%となっており、昨年度の52%から28%に減少。他方、「離職率が高い、職員が不足している」は今年度の結果では41%、「福祉業界未経験者が多い」も30%となっており、人員体制の整備に課題があると思われる。

→ 3.及び4.を踏まえると、**OJTの充実や十分な研修機会の創出**を行うとともに、**組織マネジメントの改善**が望まれる。

【障害者支援施設】

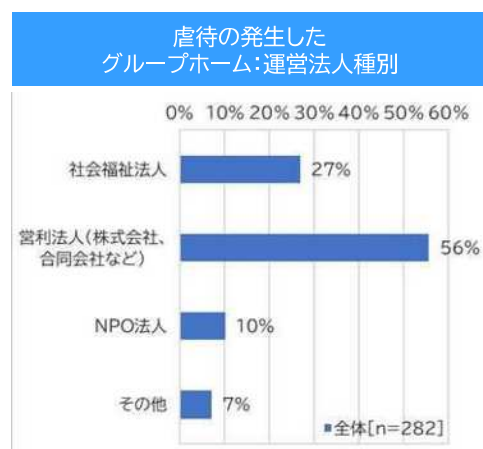
- 虐待者の当該施設での勤務年数を見ると、「不明」が28%を占めているが、その他の回答を踏まえると、勤務年数に限らず虐待が発生している。また、研修の受講状況については、「不明」が48%を占めるものの、研修の受講「あり」が51%、「なし」は2%となっていることから、新人や未経験者だけでなく、研修を受けた勤務年数の長い職員による虐待が一定数あると考えられる。
- 被虐待者の行動障害の有無は、「①強い行動障害がある」が48%、「②認定調査を受けていないが、強い行動障害がある」が2%、「行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）」が14%となっており、何らかの行動障害がある者が64%を占めている。
- 虐待の発生した時間帯をみると、「帰宅～出勤までの時間帯」の時間帯は7～10%、「日中」は49%、「時間帯問わず常態化」は昨年度と変わらず15%となっている。

→ 1.及び2.を踏まえると、施設内外でのさらなる研修の充実化・高度化を進め、強度行動障害への支援力の強化を含めた**高度な支援スキルを持つ職員の育成**が望まれる。また、3.を踏まえると、虐待の重大事案の背景には早期発見・早期対応ができていないことによる「常態化」があり、虐待防止措置の推進による誠実な通報義務の徹底が望まれる。

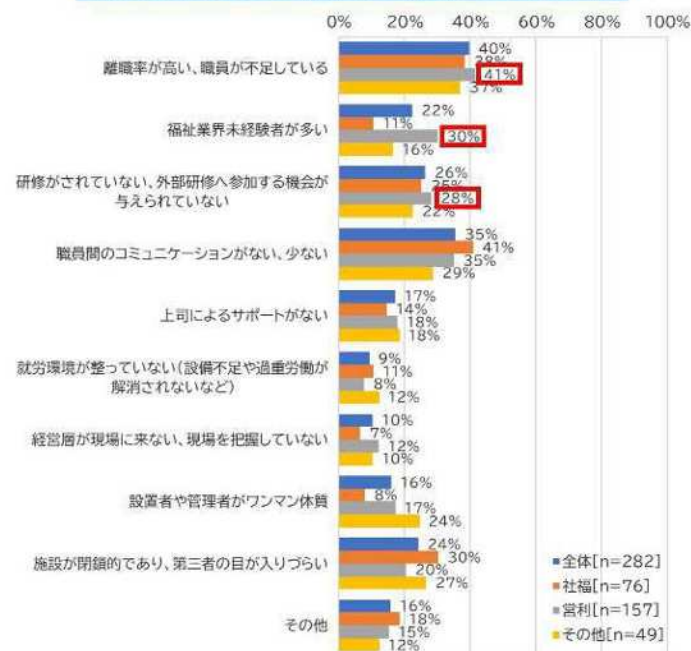
令和7年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業（委託先：日本総合研究所）

2. 「グループホーム」「障害者支援施設」等における虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査結果（概要）

グループホーム



虐待の発生したグループホーム：虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)[複数回答]



令和7年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業（委託先：日本総合研究所）

2. 「グループホーム」「障害者支援施設」等における虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査結果（概要）

障害者支援施設

虐待の発生した障害者支援施設：虐待者の当該施設・事業所での勤務年数



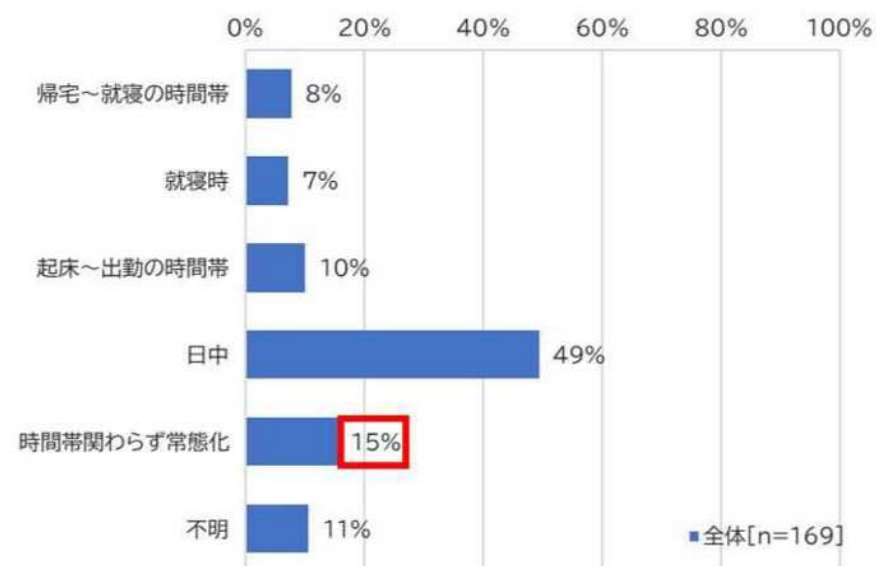
虐待の発生した障害者支援施設：虐待者の研修の受講状況



虐待の発生した障害者支援施設：被虐待者の行動障害の有無



虐待の発生した障害者支援施設：虐待の発生した時間帯[複数回答]



共同生活援助（グループホーム）の質の確保に向けた取組

◎障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（令和4年6月13日社会保障審議会障害者部会報告書）

- （略）グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

◎令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（令和5年12月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

- ③ 共同生活援助における支援の質の確保
 - グループホームにおける障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方については、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等を来年度以降検討する。

<これまでの取組>

- ・ 令和8年2月に、共同生活援助において守られるべき最低限の基準を示した「**共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン**」を策定。
- ・ **共同生活援助の新規事業所の指定や、既存事業所の運営状況の把握や指導等を行う際に活用いただくための留意点**を整理し、ガイドラインと併せて自治体あて通知。

<今後の取組（予定）>

- ・ ガイドラインに基づいた自己評価等を行うことを**基準省令の解釈通知に位置付ける**。
- ・ **令和9年度から管理者の資格要件（実務経験要件、研修要件）を導入**。全国で管理者研修を円滑に実施できるよう、令和8年度前期に、都道府県等向けの説明会等を実施する予定。
- ・ 共同生活援助の生活支援員・世話人（直接処遇職員）が障害者支援に関する基礎的な知識を習得することができるよう、令和8年度に**直接処遇職員を対象とした研修用教材及びカリキュラムを開発**する予定。また、直接処遇職員が当該研修を受講できるよう、今後、都道府県等による研修実施についても検討を進める。

（参考）現行の管理者の資格要件について（障害福祉・介護）

障害福祉サービス

指定基準（指定を受ける上で満たす必要がある基準）

全サービス
管理者の資格要件なし

→ 共同生活援助（グループホーム）
について、新たに管理者の資格要件を設け、**指定基準に位置付ける**
こととしてはどうか

介護サービス

【認知症GHの管理者の資格要件】

（実務要件）

- ・ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、**3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者**

（研修要件）

- ・ **認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者**
 - 認知症対応型サービス事業管理者研修の対象者は、「認知症介護実践者研修を修了している者」
 - 認知症介護実践者研修の対象者は、「認知症介護基礎研修を修了した者等であり、概ね実務経験2年程度の者」

※ その他の指定地域密着型サービスも同様

※ 指定居宅サービスには原則、管理者の資格要件は存在しない

最低基準（報酬に関係なく、事業を行う上で満たす必要がある基準）

【管理者の資格要件（例）】以下のいずれかを満たす者

- ・ 社会福祉主事任用資格を有する者
- ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ・ 企業を経営した経験を有する者（就労A・就労Bのみ）
- ・ これらと同等以上の能力を有すると認められる者

※ 障害者総合支援法第80条第2項に基づく「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、同法第84条第2項に基づく「障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に規定

※ 法第80条第2項では「施設を必要とするものに限る。」とされ、生活介護や就労系サービス等が対象。**共同生活援助は対象外。**

【特別養護老人ホームの長（施設長）の資格要件】

以下のいずれかを満たす者

- ・ 社会福祉主事任用資格を有する者
- ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ・ これらと同等以上の能力を有すると認められる者

※ 老人福祉法第17条第2項に基づく「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」に規定

※ **認知症GHについては最低基準は定められていない。**

共同生活援助（グループホーム）の管理者の資格要件について（案）

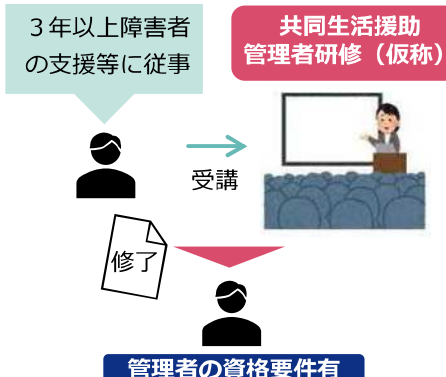
- 共同生活援助の管理者に係る資格要件を新たに設け、**令和9年4月から適用**することとしてはどうか。

共同生活援助の管理者の資格要件（案）

- ・ 指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害者支援施設等の従業者※¹として、**3年以上障害者の支援等に従事した経験を有する者**であって、**共同生活援助管理者研修（仮称）を修了している者**※²

※¹ 管理者等のうち、実際に障害者に対する支援業務に従事していない者は含まないものとする。

※² 共同生活援助管理者研修（仮称）は「3年以上の障害者の支援等に従事した経験を有する者」が受講可能



（参考）管理者の資格要件の例（認知症対応型共同生活介護）

特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、**3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者**であって、**認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者**

◎ 共同生活援助管理者研修（仮称）について

- 実施主体：都道府県等
 - 研修の具体的な内容については、令和7年度障害者総合福祉推進事業で開発したカリキュラムや教材等をもとに検討を加える。
 - 全国で管理者研修を円滑に実施できるよう、令和8年度前期に都道府県等の職員を対象とした説明会等を開催予定。
 - 令和8年度に先行して管理者研修を試行的に実施※する自治体に対しては、令和8年度において補助金（補助率10/10）を交付
- ※ 当該研修の受講者は、令和9年度以降、共同生活援助管理者研修（仮称）を修了した者とみなすものとする予定

◎ 経過措置について※

令和9年度（施行年度）	令和10年度	令和11年度	令和12年度
【経過措置】令和9年度～11年度中に共同生活援助管理者研修（仮称）を修了すること			本格施行

※ 令和9年度前に開設した共同生活援助の管理者（施行時点において現に勤務している者に限る。）については、3年以上の実務経験を要しない。
一方、令和9年度以降の新規開設共同生活援助の管理者については、実務経験の経過措置なし（開設時に3年以上の実務経験が必要）。

共同生活援助（グループホーム）の直接処遇職員向けの研修について（案）

概要

- 共同生活援助の支援の質を確保する観点から、共同生活援助事業者には、**世話人・生活支援員、夜間支援従事者など障害者の支援に直接携わる職員（直接処遇職員）に対し、障害福祉に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる**ことを運営基準により義務づけることとしてはどうか。
- この研修については、受講対象となる人数が多いことを勘案し、今後、eラーニング方式での実施など、なるべく自治体・受講者の負担にならない方法を検討してはどうか。

【参考】認知症対応型共同生活介護の例

基準省令（運営基準）	解釈通知
（勤務体制の確保等） 第百三条 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 全ての介護従業者 （看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。） に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4 運営に関する基準 (9) 勤務体制の確保等 ⑤ 同条第3項後段の規定は、地域密着型通所介護に係る基準第30条第3項と基本的に同趣旨であるため、第3の二の二の3の(6)③を参照されたいこと。 第3の二の二の3の(6)③（抜粋） ③ また、同項後段は、介護サービス事業者には、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 指定地域密着型通所介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての地域密着型通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。

◎今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和8年度 研修教材、カリキュラムの開発
- ・ 令和9年度 運営基準の改正
- ・ 令和10年度 施行、研修開始（一定の経過措置期間を設ける）

議題（２）

日中サービス支援型共同生活援助
事業の評価について

日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価について

1 川越市での評価について

地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質を確保する観点から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会（自立支援協議会）に対して定期的に事業の実施状況及び地域連携推進会議の報告又は第三者評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。（指定基準第213条の10）



川越市では年に1回、自立支援協議会で書面評価を行う。
また、年度ごとに選出した事業所には対面でのヒアリングを実施。

※評価結果は事業所へ通知し、要望・助言等は運営の改善に活用していただく
（翌年度の評価時に反映状況を確認）

2 主な評価の視点

- ・ 常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるか。（指定基準213条の3）
- ・ 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービス事業を行う者と緊密な連携を図っているか。（解釈通知第15-4(3)③）
- ・ 日中活動サービス等を利用することができず日中を住居で過ごす利用者の支援に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活ができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。（解釈通知第15-4(3)③）

3 評価実施方法

(1) 評価対象事業所

No.	事業所名	書面評価	ヒアリング
1	今福らしいく	○	－ (R7 実施済)
2	ソーシャルインクルーホーム川越木野目	○	○
3	ソーシャルインクルーホーム川越今福	○	－ (R7 実施済)
4	グループホームイノベル川越	○	○
5	グループホームイノベル川越木野目	○	－ (R7 実施済)
6	障がい者グループホーム ウェルサンライズ川越	○	○

(2) 実施方法：まちづくり部会を1回増やして実施

日中サービス支援型の評価を議題とする回を1回増やすことで、まちづくり部会における他の議題の時間の確保を行う。

※評価シート様式は埼玉県統一のものであるため、質問項目等は昨年度から変更なし

【昨年度の課題】

- ・事業所により、評価シートの文章量や質が大きく異なっている
- ・1事業所あたりの評価に時間がかかる

【対応】

- ・事業所が電子申請で評価シート等に回答できるよう変更
- ・回答は可能な限り自由記述欄を削減
(他の回答方法で代替できなかった場合は必ず記入例を記載)
- ・事務局案として書面評価の評価結果を作成